

世田谷区豪雨対策基本方針 概要版

世田谷区豪雨対策基本方針の目的

平成 17 年 9 月 4 日の 23 区西部を中心とした時間 100 ミリを超える集中豪雨により、約 6,000 棟におよぶ甚大な浸水被害が発生しました。この集中豪雨により世田谷区では、野川・仙川や下水道から水が溢れだし、床上浸水 221 棟、床下浸水 245 棟の被害が発生しました。

また、平成 20 年 8 月末豪雨では、世田谷区内でも断続的に時間 60 ミリを超える激しい雨に襲われ、世田谷及び玉川地域を中心に床上・床下浸水が発生しました。

近年、このような局所的集中豪雨が頻発しており、区民の豪雨対策に対する関心がますます高まっています。

このような状況を受け、世田谷区では、近年における局所的集中豪雨に対応していくため、このたび、「世田谷区流域治水対策推進計画」(平成 8 年 4 月)を見直し、新たに「世田谷区豪雨対策基本方針」を策定します。

「世田谷区豪雨対策基本方針」の考え方としては、10 年後及び 30 年後の目標を定めるとともに、3 つの基本的な視点と、具体的な取組について 4 つの柱を掲げ、対策を進めていきます。



▲平成 20 年 8 月末豪雨における
道路の浸水状況



▲平成 20 年 8 月末豪雨における
河川の氾濫状況

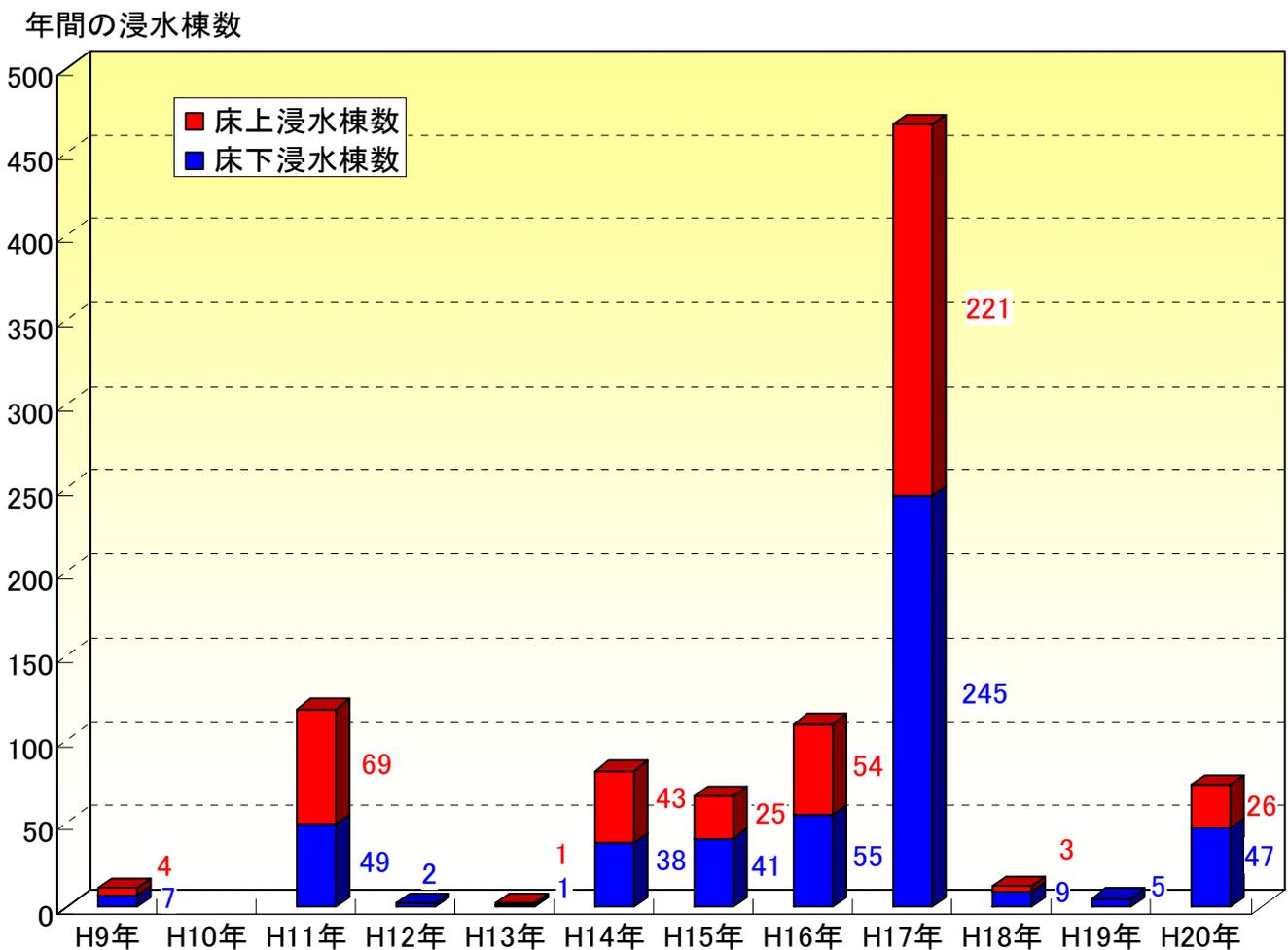
世田谷区における浸水被害や治水対策等の現状【第1章、第2章】

世田谷区では、近年の局所的な集中豪雨にともない、浸水被害が増加傾向にあります。

世田谷区の河川は、野川、仙川、谷沢川及び丸子川において、時間 50 ミリ相当の整備が完了しておらず、また、下水道は、合流式下水道区域の整備はほぼ完了しているものの、区面積の約 4 割を占める分流式下水道区域における雨水管の整備率は、約 2 割にとどまっています。

雨水貯留浸透施設等の流域対策については、公共施設と民間施設を合わせて、目標対策量の約 2 割の達成率となっています。

▼世田谷区内における床上・床下浸水棟数の実績(平成9年～平成20年)



3つの基本的な視点【第4章】

視点1 雨と向き合うまちづくり

近年における局所的な集中豪雨に、より適確に対応していくためには、公助だけではなく、自助・共助が重要となります。世田谷区では、雨に関する区民のみなさんへの情報提供を充実させるとともに、建物の耐水化等による水害に強い家づくり・まちづくり対策を促進し、区民のみなさんと連携して

「雨と向き合うまちづくり」を推進していきます。

視点2 雨水(あまみず)をたくわえるまちづくり

水害を軽減するためには、河川・下水道の整備を推進するとともに、流域内に降った雨水が河川・下水道に流れ込むのを抑制することも重要な対策の一つです。また、雨水をたくわえることにより、合流式下水道の区域では、雨水で希釈された汚水の河川への放流量が減少し、河川の浄化も図られます。世田谷区では、豪雨時の水害を軽減することや河川の環境を保全するために

「雨水(あまみず)をたくわえるまちづくり」を推進していきます。

視点3 雨水(あまみず)を活かすまちづくり

雨水を浸透させ地中に戻すことにより、地下水の涵養が図られます。また、貯留槽や雨水タンク等に貯めた雨水をトイレの洗浄水や植栽への散水などに利用することができ、災害時には、消火用水や生活用水として活用することができます。これらのことから、世田谷区では、流域対策が、河川の浄化、地下水の涵養等の環境対策や災害対策にもつながると考え

「雨水(あまみず)を活かすまちづくり」を推進していきます。

世田谷区豪雨対策基本方針の目標【第4章】

10年後の目標

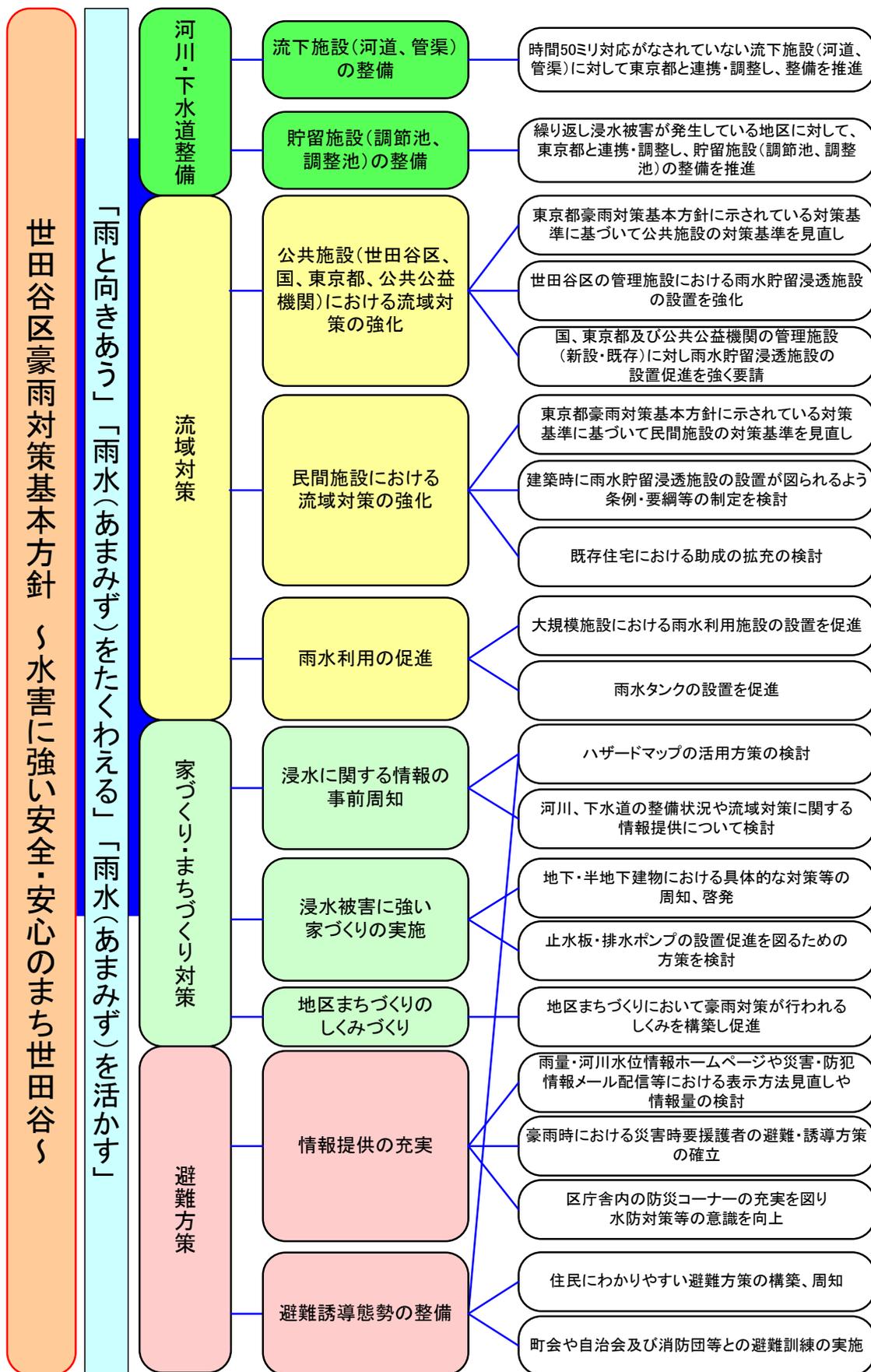
- 概ね時間 55 ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指します。
- 既往最大降雨などが発生した場合でも、生命の安全を確保することを目指します。

30年後の目標

- 概ね時間 60 ミリの降雨までは浸水発生を解消することを目指します。
- 概ね時間 75 ミリの降雨までは床上浸水や地下浸水被害を可能な限り防止することを目指します。

世田谷区豪雨対策基本方針における具体的な取組【第4章】

▼世田谷区豪雨対策基本方針における施策の体系図



世田谷区豪雨対策基本方針における具体的な取組【第4章】

大規模水害・内水氾濫を防ぐ「河川・下水道の整備」の推進

- 時間 50 ミリ対応がなされていない流下施設(河道、管渠)に対して東京都と連携・調整し、整備を推進
- 繰り返し浸水被害が発生している地区に対して、東京都と連携・調整し、貯留施設(調節池、調整池)の整備を推進

雨水の流出を抑える「流域対策」の強化

- 東京都豪雨対策基本方針に示されている対策基準である「敷地面積 500m² 以上の開発行為や建築行為等について 600m³/ha の雨水貯留浸透施設の設置」を基本として、公共施設、民間施設における対策基準を見直し
- 世田谷区の管理施設における雨水貯留浸透施設の設置を強化
- 国、東京都及び公共公益機関の管理施設(新設・既存)に対して雨水貯留浸透施設の設置促進を強く要請
- 建築時に雨水貯留浸透施設の設置が図られるよう条例・要綱等の制定を検討
- 既存住宅における助成の拡充の検討
- 大規模施設における雨水利用施設の設置を促進
- 雨水タンクの設置を促進

浸水被害を軽減する「家づくり・まちづくり対策」の促進

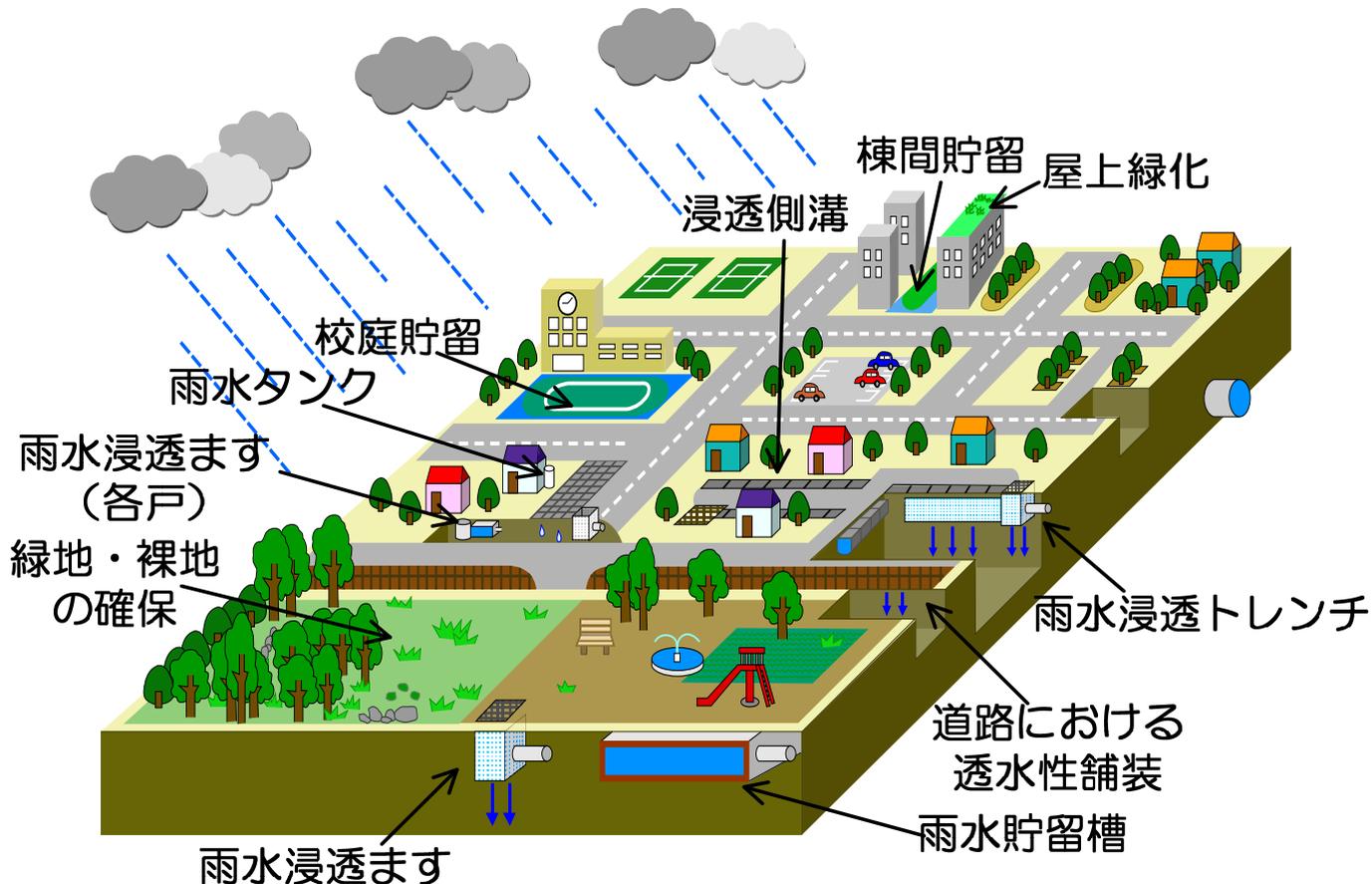
- ハザードマップの活用方法の検討
- 河川、下水道の整備状況や流域対策に関する情報提供について検討
- 地下・半地下建物における具体的な対策等の周知、啓発
- 止水板・排水ポンプの設置促進を図るための方策を検討
- 地区まちづくりにおいて豪雨対策が行われるしくみを構築し促進

区民の生命身体を守る「避難方策」の強化

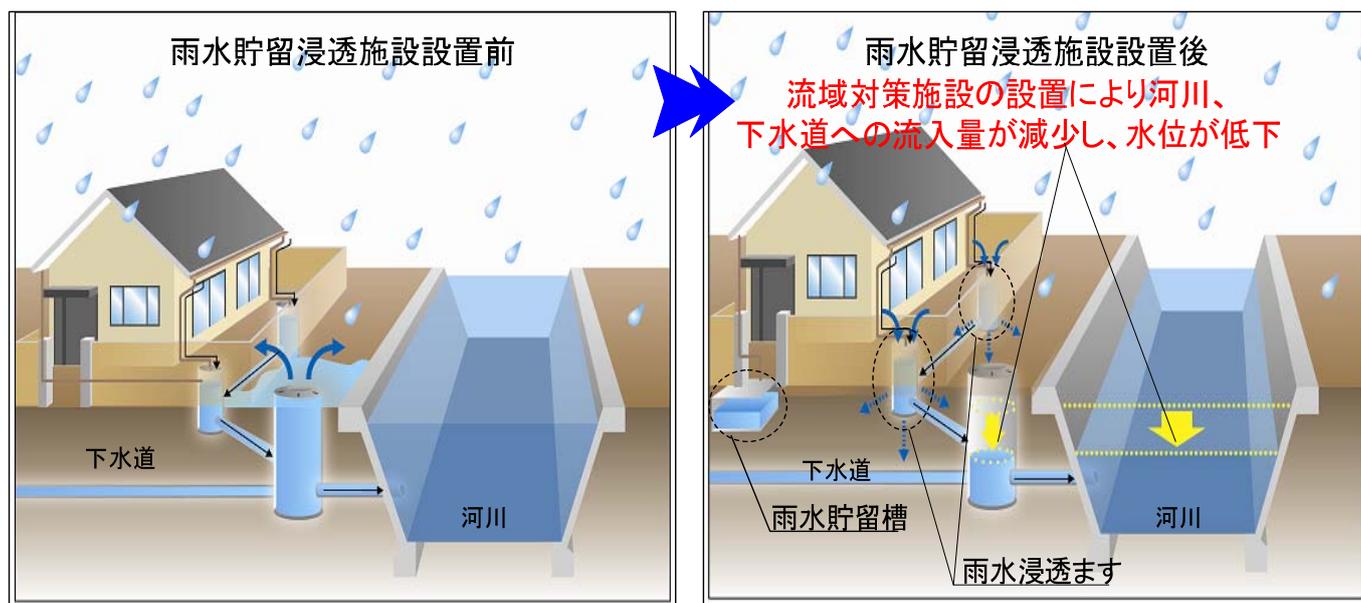
- 雨量・河川水位情報ホームページや災害・防犯情報メール配信等における表示方法見直しや情報量の検討
- 豪雨時における災害時要援護者の避難・誘導方策の確立
- 区庁舎内の防災コーナーの充実を図り水防対策等の意識を向上
- 住民にわかりやすい避難方法の構築、周知
- 町会、自治会及び消防団等との避難訓練の実施

世田谷区豪雨対策基本方針における具体的な取組【第4章】

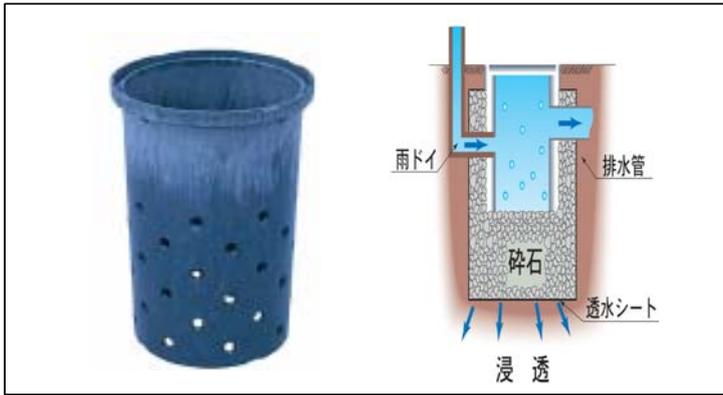
▼流域対策のイメージ図



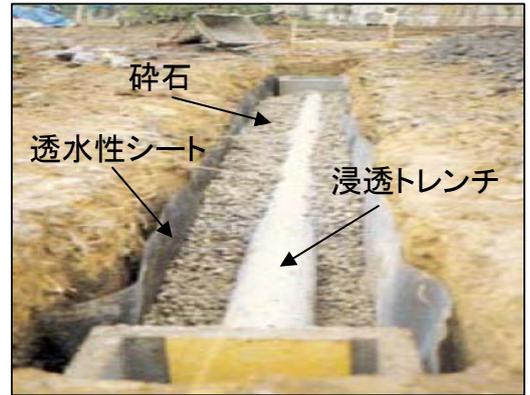
▼雨水貯留浸透施設の設置による効果のイメージ図



▼雨水浸透ます



▼雨水浸透トレンチ



▼雨水タンク



▲世田谷区第3庁舎に設置されている雨水タンク

世田谷区豪雨対策基本方針の実現に向けて【第5章】

モデル地区の選定

豪雨対策の効果を早期に発現するため、以下に示す項目に当てはまる地区をモデル地区として選定し、流域対策、家づくり・まちづくり対策等の強化を図ります。

なお、モデル地区は2～3地区を予定しています。

世田谷区では、モデル地区における課題や効果を分析・確認し、その結果を他の地区にも活かすことで、流域対策や家づくり・まちづくり対策等を促進していきます。

モデル地区の選定項目

- ・近年において浸水実績が多い地区
 - ・雨水貯留浸透施設の設置効果が期待できる地区
 - ・公共施設が集積している地区
 - ・地区街づくり計画・地区計画等の目標や方針で雨水貯留浸透施設の設置が位置づけられている、あるいは位置づけを検討中等で、流域対策の促進が図られる地区
- など

▼世田谷区豪雨対策基本方針の構成

はじめに、目的及び位置付け

第1章～第3章 世田谷区の現状

第1章 降雨状況や浸水被害状況などの変化

第2章 水害・治水対策等の現状

第3章 治水対策の上位計画

第4章 世田谷区豪雨対策基本方針の考え方

公助・自助・共助の連携という考え方にに基づき、新たに家づくり・まちづくり対策と避難方策という考え方を追加

水害に強い安全・安心のまち世田谷

3つの基本的な視点

雨と向き合う
まちづくり

雨水（あまみず）をたくわえる
まちづくり

雨水（あまみず）を活かす
まちづくり

具体的な取組み

大規模水害・内水氾濫を防ぐ
「河川・下水道整備」の推進

雨水の流出を抑える
「流域対策」の強化

浸水被害を軽減する
「家づくり・まちづくり対策」の促進

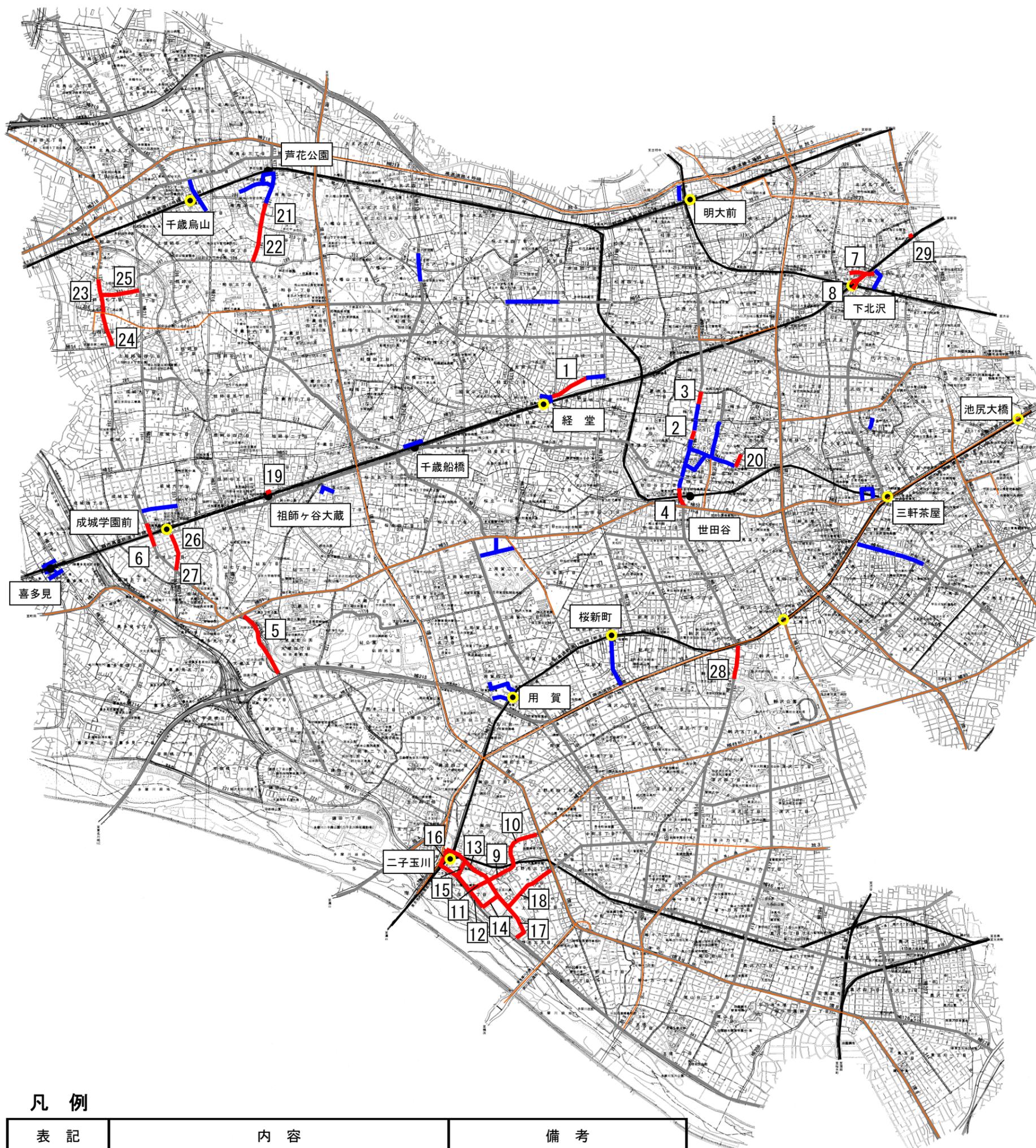
区民の生命身体を守る
「避難方策」の強化

第5章 世田谷区豪雨対策の実現に向けて

- モデル地区の選定
- 流域対策の推進体制の整備・充実
- 豪雨対策を推進するための方策

編集・発行：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27
世田谷区土木事業担当部 土木計画課

世田谷区電線類地中化整備計画（H21～25） 箇所図



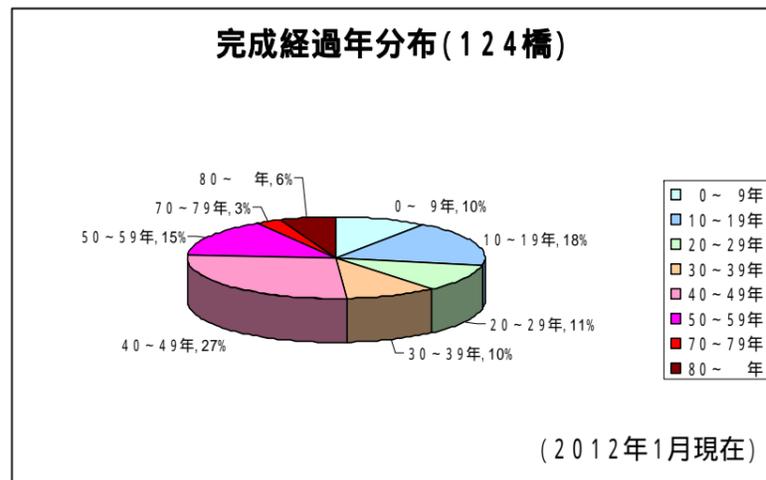
凡例

表記	内容	備考
	平成20年度までに無電柱化された路線	
	平成21～25年度の無電柱化計画路線	
	緊急輸送道路	東京都指定
	主要駅	乗降客数50,000人/日以上

世田谷区橋梁長寿命化修繕計画(案)概要版

橋梁維持管理計画策定の背景と目的

世田谷区は、159橋(2012年1月現在)の橋梁を管理している。今後、老朽化する橋梁の増大に対して、一斉に架替え・大規模修繕が必要になると予想される。この事態に対応するために、点検調査の完了している橋梁124橋について、これまでの事後保全型管理から計画的且つ予防的な予防保全型管理へと転換し、維持管理費用の平準化及び縮減を図り、橋梁の安全性・信頼性を確保すべく橋梁長寿命化修繕計画を策定する。



【完成後50年を超える橋梁】

現在 30橋
(高齢化率24%)
10年後 63橋
(高齢化率51%)
20年後 75橋
(高齢化率60%)
30年後 89橋
(高齢化率72%)

長寿命化修繕計画の基本方針

【全体方針】

- 1) 橋梁の管理は、橋梁の特性に合わせた維持管理方法に区分して実施する。
- 2) 現時点で健全性が低下している橋梁の健全性を回復し、全体の健全度を高めた上で長寿命化対策を実施していく。
- 3) 修繕の優先度は、重要度評価(通常時における第三者被害、社会的影響、耐久性、景観性の観点)と健全度評価(点検結果)から総合的に評価する。
- 4) 日常管理及び定期点検(5年に一度)の徹底により、橋梁の状態を適切に把握したうえで対策を計画する。

分類	維持管理水準	対象橋梁	橋梁数
予防保全型	維持管理レベルを高く設定し、大規模な修繕・架替えをしないことを前提とし、予防的な対策を行う。	跨線橋・跨道橋、広域避難所隣接橋、バス路線該当橋、新設橋、学校隣接橋、鋼橋	78橋
事後保全型	ある程度の劣化は許容し、所定の劣化段階に至った時点で修繕・架替えを行う。	以外の人道橋、コンクリート橋	32橋
経過観察型	架替えを前提として最小限の維持管理で留める。損傷が相当進行しており補修よりも架替えを行うほうが合理的と考えられる場合、機能の面から架替えが必要と考えられる場合、他の事業などにより架替えが予定されている場合に適用。	河川改修やその他道路事業に係る橋梁、機能が陳腐化した橋梁、損傷が著しく架替えが望ましい橋梁	2橋
個別管理型	特殊な部材を有する橋梁や健全性だけでは長寿命化すべきかの判断が難しい超高齢橋について橋梁の特性に合わせて個別に管理方針を設定する。	特殊部材を有する橋梁、超高齢橋	12橋

橋梁長寿命化修繕計画

基本方針による維持管理水準に従い、各橋梁の健全度と重要度から決定した修繕・架替えの優先順位に基づき、計画的に橋梁の老朽化に対策を施す。

また、対策が集中し予算の制約を上回るなど、事業の実現が不可能となることを防ぐため、橋梁の安全性を確保できる範囲で実施時期や事業費の平準化を行っている。

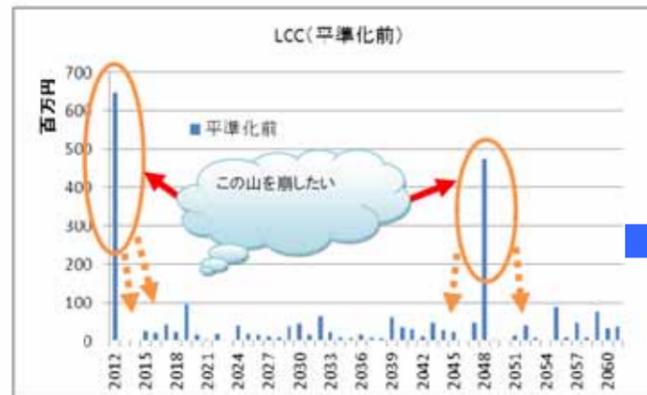
橋梁長寿命化修繕計画



重要度の評価項目

- 災害発生時**
避難、救助、復旧への影響
- 通常時**
- ・道路ネットワークへの影響
 - ・橋梁劣化に係る影響
 - ・第三者への影響
 - ・街のイメージへの影響

事業の平準化



橋梁長寿命化修繕計画の効果

予防保全型管理を基本とした長寿命化により、事後保全型管理に比べて約45億円の維持管理費(LCC)の縮減が図られる。

